第1章 保存管理計画の目的

第1節 計画策定の背景と目的・理念

(1) 計画策定に至る経緯

桜井古墳群は、矢作川流域の古墳時代前期を代表する古墳群である。これまでに、碧海台地の 東縁部を中心に、大小 20 基ほどの古墳が確認されている。

この中で最大級の規模を誇る三子古墳は、昭和2年(1927)に国指定史跡となり、昭和3年にも周辺民有地の追加指定を受けた。指定地は桜井神社所有の墳丘部分と周辺の民有地である。昭和30年代から始まる高度経済成長期を経て、古墳周辺に都市化の波が押し寄せる状況に至り、昭和50年に指定地内の民有地部分を市が買い取った。昭和54年には指定地を囲うコンクリート製の擬木柵を設置している。

姫小川古墳も、昭和2年に国指定史跡となり、平成24年(2012)に周溝を確認、または想定する民地部分が追加指定された。墳丘上に神社社殿と薬師堂が鎮座し、地域の崇敬を得ていたことが、墳丘自体が滅失するような改変を受けなかった大きな要因といえる。一方、古墳周辺では昭和40年代から宅地開発が行われ、周辺の田園景観が大きく変貌している。また、従来から墳丘の土砂流出が進む状況下で、平成19・20年に災害復旧の応急措置として法面侵食防止のための植生土嚢工を実施した。しかし、後円部上の排水機能が不良なこともあり、雨水が墳丘を削る状況が続いている。緊急かつ根本的な対策が必要不可欠である。

両古墳とも、昭和40年代以降は、境内地の樹木をみだりに伐採することがはばかられる状況で、 実生の常緑広葉樹が墳丘上に繁茂し、古墳の遺構を破壊するおそれが生じた。地元住民や安城市 教育委員会による樹木の伐採が行われているが、適切な樹木管理とはいえない状況で今日に至っている。

また、桜井古墳群のうち、5基の古墳は昭和40年に市指定史跡に指定され、説明看板や安全柵の設置など必要な整備を行っている。その他未指定の古墳もいくつか存在するが、看板等が未整備なため古墳であることがわからない。これらの古墳は、国指定の2古墳の価値づけを行う上で欠かせない存在であるが、古墳であることが理解されないまま、市街化による破壊の危機にさらされている。

そのため、適正な保存管理のもと、二子古墳、姫小川古墳をはじめとした桜井古墳群全体の価値を顕在化し、その価値を後世に継承するための保存管理計画を策定する。

(2) 計画の目的と基本理念

二子古墳と姫小川古墳は昭和2年(1927)に「この地方における規模壮大なる古墳にして且善く保存せられたるものの一に属す」との評価を受けて国指定史跡となった。

二子古墳、姫小川古墳及び桜井古墳群全体の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくために保存管理計画を策定する。また、保存管理を前提として、二子古墳、姫小川古墳及び桜井古墳群全体を地域に根ざした形で整備活用するための将来像を提示する。

文化財の保存、活用の基本理念

「史実(オーセンティシティー*1)と 楽しさ(アミューズメント*2)の調和を図り、 地域づくり、人づくりに貢献する史跡の保存・活用、整備を図る」

- (*1)発掘調査及び資料調査の成果に基づき、考古学及び関連諸分野から真実性が検証された遺構の保存整備 (古墳の周溝等について学問的根拠のある修復・復元等)
- (*2) 一般市民にとってわかり易く魅力のある活用整備(桜井古墳群の構成要素となる古墳及びその周辺の遺跡や歴史遺産を生かした野外ミュージアム的な整備)

(3) 桜井古墳群の保存と活用の考え方

①史跡二子古墳・史跡姫小川古墳の本質的価値(墳丘・周溝をはじめとする古墳総体)を保存し、 次世代へ確実に伝承する

史跡を保存することが、保存管理計画の原点である。史跡二子古墳・史跡姫小川古墳の本質的価値を明確化させ、かつ墓域と一体となる居住域・生産域を含めた構成要素を特定し、適切な保存管理を行う。

なお、市指定史跡塚越古墳・獅子塚古墳を始めとする桜井古墳群の古墳は、史跡二子古墳・姫 小川古墳との社会構造・階層性に迫る手がかりとなる貴重なものである。国指定史跡と一体的に 価値を保存し次世代へと継承していくために、国指定史跡に準じた保存管理を行う。

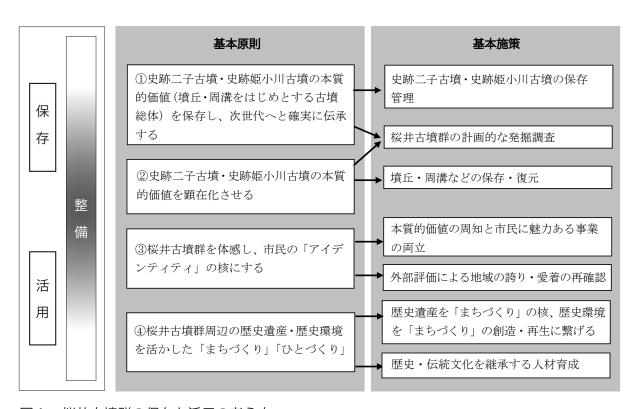


図1 桜井古墳群の保存と活用の考え方

②史跡二子古墳・史跡姫小川古墳の本質的価値を顕在化させる

保存した史跡の本質的価値について、来訪者に理解できる形にするため、墳丘・周溝等の保存・ 復元を行う。

③桜井古墳群を体感し、市民の「アイデンティティ」の核にする

地域の生活環境、学習環境に配慮しながら、史実を正しく来訪者に伝えると同時に、本物の歴 史に触れる楽しさを体感できるような活用整備を目指す。さらに、地域外からの来訪者にも、古 墳群の本質的価値を発信し、広く、地域の愛着、理解を深めていくことを目指す。

④桜井古墳群周辺の歴史遺産・歴史環境を活かした「まちづくり」「ひとづくり」

桜井古墳群とこれを取り巻く貴重な歴史資産や歴史環境を、地域のまちづくり・ひとづくりに つなげる活用を目指す。

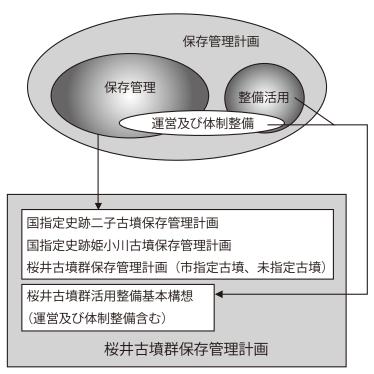
第2節 計画策定の対象範囲

保存管理計画は、史跡等を適切に保存し次世代へと確実に伝達していくために、史跡等の本質 的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変 更等の取扱基準の策定等を目的として、市町村が策定する計画である。

保存管理計画の構成は、図2のとおり保存管理、整備活用、運営及び体制整備からなる。

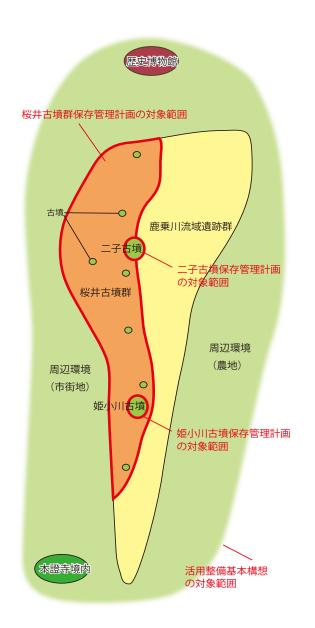
桜井古墳群保存管理計画(以下、本計画という)においては、二子古墳、姫小川古墳及び桜井 古墳群のその他の古墳について保存管理のための計画を定める。また、桜井古墳群全体の「整備 活用」と「運営及び体制整備」を活用整備基本構想に定めるものとする。

桜井古墳群の空間構成概念を図3に示す。



※文化庁監修「史跡等整備のてびき Ⅱ 計画編」に加筆

図2 桜井古墳群保存管理計画(本計画)の構成



桜井古墳群:

碧海台地上に存在する大小 20 基ほどの古墳である。本計画に おける保存管理の対象となる。

鹿乗川流域遺跡群:

を乗川流域の沖積低地に広がる 桜井古墳群と同時代の集落跡。 桜井古墳群の価値づけに欠かせ ない遺跡であり、古墳群の環境 を構成する重要な要素となる。

周辺環境:

古墳をとりまく自然資源や歴史 文化的資源。斜面緑地や農地、 市街地の景観、その他の文化財 のほか、古墳に関わる伝承、言 い伝えなどを含む。

古墳とともに活用整備基本構想 の対象となる。

図3 桜井古墳群の空間構成概念図と本計画との対応

(参考) 桜井の名称と範囲について

奈良県石神遺跡出土木簡にみえる桜井君は、木簡自体は天武・持統朝(7世紀後半)のものと下るが、前代以来の君姓を伝えるものと想定し、『和名類聚抄』碧海郡の項にある桜井郷、その首長名として復元できるか。碧海郡を構成する15ないし16郷(里)は位置比定できないものを含むが、桜井郷の北には大岡郷(大岡町を含む周辺地域)、南には小河郷(小川町を含む周辺地域)がある。『和名類聚抄』に記載されない郷等の問題もあるものの、現在の桜井町周辺と想定される。桜井古墳群という名称を使用する場合、特に姫小川古墳を含むだろう小川郷の領域が課題となる。

なお、ひめ(比目)は文明8年(1476)蓮如より阿弥陀如来絵像を授けられた志貴庄比目郷の光存、古井は 文明16年(1484)上宮寺末寺帳にみる古井の行専から辿れる。

第3節 桜井古墳群保存管理計画検討会議の設置

保存管理計画の策定にあたり、「桜井古墳群保存管理計画検討会議」を組織した。委員には、 学識経験者、地元有識者等を選定し、5回の会議を開催して検討を行った。

検討会議委員は以下のとおりである。

表 1 検討会議委員・助言者・事務局

(委員)

分 野	氏 名	所 属
学識経験者	土生田 純之	専修大学文学部 教授(検討会議副委員長)
学識経験者	寺前 直人	駒澤大学文学部 准教授
学識経験者	赤塚 次郎	愛知県埋蔵文化財センター 副センター長
学識経験者	中井 正幸	大垣市教育委員会文化振興課 文化財専門官
地元有識者	天野 暢保	安城市文化財保護委員会 委員長(検討会議委員長)
地元有識者	黒柳 一明	安城市桜井地区文化財保存会 会長
地元有識者	都築 克洋	姫小川町内会 会長
地元有識者	山本 清堯	桜井駅周辺地区まちづくり委員会 委員長

(助言者)

氏	名	所 属
佐藤	正知	文化庁記念物課 主任文化財調査官
原田	幹	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室 主査

(事務局)

氏	名		所	属
杉山	春記	安城市教育委員会 教育長		
岩月	隆夫	安城市教育委員会生涯学習部	部長	
	浩之	安城市教育委員会生涯学習部		! 課長
岡安	雅彦	安城市教育委員会生涯学習部	文化振興課	
齋藤	弘之	安城市教育委員会生涯学習部	文化振興課	! 文化財係長
伊藤	基之	安城市教育委員会生涯学習部	文化振興課	! 文化財係専門主査
西島	庸介	安城市教育委員会生涯学習部		

今年度の桜井古墳群保存管理計画検討会議の審議経過は以下のとおりである。

表 2 審議経過

	日 程	内 容 等
第1回	平成 26 年 10 月 10 日	委員長副委員長選出
		議事 ・協議内容と検討スケジュールの説明
		・本質的価値と構成要素についての検討
		・保存管理計画の基本方針の検討
		現地踏査

第2回	平成 26 年 11 月 14 日	議事	・保存管理計画の構造について説明
			・本質的価値と構成要素についての検討
			・保存管理計画の基本方針の検討
			・ゾーンニングと保存管理基準の検討
第3回	平成 26 年 12 月 12 日	議事	・本質的価値と構成要素についての検討
			・保存管理計画の基本方針の検討
			・ゾーンニングと保存管理基準、遺構保存手法の検討
第4回	平成 27 年 1 月 23 日	議事	・ゾーンニング、保存管理基準、遺構保存手法の検討
			・アクセス及び動線、導入施設、空間構成、整備水準及び
			維持管理方法の検討
第5回	平成 27 年 2 月 10 日	報告	・前回までの確認
		議事	・地域に根ざし、「まちづくり」の核となる位置づけについて
			・事業計画の見通しについて